

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○宮城県議会定例会の招集

(財政課)

一

○国土調査の成果の認証(二件)

(地域振興課)

一

○県営土地改良事業計画の縦覧

(農村振興課)

一

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

づく指定自立支援医療機関の指定の辞退

(精神保健推進室)

二

教 育 委 員 会

○教育委員会定例会の開催

二

正 誤

○宮城県公報第三六六号(令和四年十二月二十三日付け)中

三

告 示

○宮城県告示第六十七号

令和五年二月十四日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

令和五年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

令和五年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

大崎市

二 調査を行った時期

平成三十年度から令和二年度まで

三 成果の名称

大崎市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

大崎市古川清滝字山崎の一部、同字沼田頭の一部

五 認証年月日

令和五年一月三十日

○宮城県告示第六十九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

令和五年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

大崎市

二 調査を行った時期

平成三十年度から令和二年度まで

三 成果の名称

大崎市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

大崎市古川清滝字沼田頭の一部、同字向山の一部

五 認証年月日

令和五年一月三十日

○宮城県告示第七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営巨理山元岩地蔵
地区土地改良事業(農業用排水施設整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により次のと
おり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の
日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年二月七日から令和五年三月八日まで

三 縦覧場所

巨理町役場及び山元町役場

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
アイン薬局 栗駒店	栗原市栗駒岩ヶ崎六日町九〇番二	令和四年十二月三十一日

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和五年二月七日

宮城県教育委員会

教 育 長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和五年二月十日 午後一時三十分

二 場 所 第一会議室

三 事 件

第一号議案 職員の退職手当について

第二号議案 職員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一―）

正 誤

道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第74条の3第5項 第78条第1項、第4項及び第5項
道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項 第8条第1項
宮城県道路交通規則 (平成13年宮城県公安委員会規則第1号)	第7条第3項 第16条
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第9条第1項 第10条第2項 第16条第2項 第17条
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項

道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第59条第2項ただし書 第74条の3第5項 第78条第1項、第4項及び第5項
道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項 第8条第1項
宮城県道路交通規則 (平成13年宮城県公安委員会規則第1号)	第7条第3項 第16条
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第9条第1項 第10条第2項 第16条第2項 第17条
警備業法施行規則 (昭和58年総理府令第1号)	第11条
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項